

# ○適正な交通事故事件捜査及び被害者対策 の推進について

平成10年9月17日  
内交指第20号  
丙交企第114号 警察庁交通局長  
丙都交第27号

各地方機関の長  
各都道府県警察の長

最近、交通事故の被害者や遺族から、警察の捜査は加害者の言い分を鵜呑みにしたり目撃者捜査が不十分であるなどのため加害者に対する刑事責任の追及が徹底されておらず、被害者感情として納得がいかない、事故の概要、捜査状況等の説明を求めても十分教えてもらえない、といった指摘があり、これらに対する的確な対応が強く求められているところである。

そこで、今後は、交通事故事件のうち、特に、被害者が死亡、重体等のため事情聴取ができず被害者側が警察の厳正な捜査を望んでいる事故や当事者の言い分が食い違っている事故を重点として組織的、集中的な捜査を行い、事故原因の徹底究明を図っていく必要がある。また、被害者感情に配慮した情報の提供を適時、適切に行うなど、被害者対策の一層の徹底に努めるべきである。

なお、併せて、先般改正された簡約特例書式制度の効果的な活用にも努めるなど業務の合理化、効率化を図るとともに、事故捜査員の処遇改善にも積極的に取り組む必要がある。

このため、各都道府県警察にあつては、下記の事項を推進し、交通事故事件捜査及び被害者対策に関する適切な対応をとられたい。

## 記

### 1 適正な交通事故事件捜査

#### (1) 事故原因の徹底究明

交通事故事件のうち、特に、被害者が死亡、重体等のため事情聴取ができない場合や当事者の言い分が食い違う場合には、事故現場、関係車両等の実況見分、鑑定等の捜査を徹底するとともに、初動の段階から現場付近の聞き込み、定時検問等目撃者確保のための捜査を組織的、集中的に行い、事故原因の徹底究明を図

ること。

(2) 幹部による捜査指揮の徹底

上記の場合において、署長、交通課長等の幹部は、初動捜査体制の確保、鑑定の要否等捜査方針の策定、事故原因・過失責任の特定等について、的確な捜査指揮を行うこと。

(3) 目撃者に関する適切な立証措置

事故状況について目撃者がある場合には、できるだけ早期に同人立会の実況見分を実施の上供述調書を作成するなど、適切な立証措置を講じておくこと。

(4) 被害者及び遺族調書の適正な作成

被害者調書を作成するに当たっては、その言い分を十分に聴取するとともに、警察の見解を押し付けられたとの誤った印象を与えることのないよう留意すること。

また、いわゆる遺族調書については、通常、事故直後の遺族感情を考慮して、ある程度の期間を置いてから作成しているところであるが、特に遺族が早期の事情聴取を要望する場合には、その意向にも十分配慮の上、適切な時期に遺族調書の作成を行うこと。

2 交通事故事件捜査力の強化

(1) 警察署における事故捜査体制の強化

事故捜査員一人当たりの業務負担量等を勘案して各警察署の配置人員を見直すなど、負担が過重となっている警察署の事故捜査体制の強化に努めること。

(2) 本部による事故捜査指導体制の強化

本部に、警察署が取り扱う事故捜査のうち、第三者たる目撃者が得られない死亡事故、当事者の言い分が食い違う事故等事故原因の究明が困難なケースについて、実地に指導を行う事故捜査指導官（事故捜査の経験が豊富な警視又は警部の階級にある者とし、専任が望ましいが兼任でも可とする。）を置くこと。

(3) 事故捜査員の捜査能力の向上

警察署の事故捜査員は、適格性、意欲等を十分考慮して任用するとともに、過失の捉え方や自動車工学、交通鑑識等に関する教養を充実させた交通事故捜査専科を実施するなど、真に事故捜査のプロを養成するための教養及び人事の在り方を見直すこと。

3 適切な被害者対策

(1) 被害者連絡の対象者の拡大等

交通警察部門における被害者連絡については、「被害者連絡実施要領の改正について」（平成10年9月17日付け警察庁丙刑企発第65号、丙捜一発第15号、丙暴一発第24号、丙暴二発第19号、丙生企発第70号、丙少発第31号、丙地発第29号、丙交企発第113号、丙交指発第19号、丙都交発第26号、丙備企発第78号）により、ひき逃げ事件の被害者又はその遺族に加えて交通死亡事故の遺族もその対象者としたところであるが、各都道府県警察において業務負担上可能であり、支障のない限り、重傷事故等の被害者に対しても連絡を行うこととするように努めること。

また、これら以外の交通事故事件の被害者が捜査状況等の連絡を希望する場合にも、誠実に対応すること。

(2) 被害者に対する事故概要等の説明

交通事故の被害者から事故の概要等について説明を求められた場合には、捜査上及び関係者の人権保障上支障のない限りこれに応じるなど、被害者の感情に配慮した適切な対応に努めること。特に、被害者が事故原因、被疑者の過失責任等について警察と異なる見解を持っている場合には、十分な説明を行うよう努めること。

なお、「交通事故（人身事故）事件の処理に伴う示談等の取扱い及び交通相談活動の実施基準について」（昭和41年3月31日付け警察庁丙交指発第9号、丙交企発第21号）に定める基準に従うこと。

(3) 「交通事故被害者の手引」の内容の充実等

「交通事故被害者の手引」については、各種カウンセリング機関や被害者支援組織に関する情報を増やすなど、被害者の精神的被害からの回復の支援に一層配慮したものとすること。

また、各都道府県の実情に応じ、外国人や軽傷の被害者向けの手引を別途作成するなど配布対象の拡大に努めること。

(4) 都道府県交通安全活動推進センターへの支援

道路交通法の一部を改正する法律（平成9年法律第41号）により、交通事故に関する相談に応ずることが都道府県交通安全活動推進センターの業務とされたが、都道府県警察にあっては、推進センターが、保険請求、損害賠償請求、示談等の経済的被害の回復に関する相談、交通事故による精神的被害の回復に関する相談等の業務を適切に行えるように、必要な資料の提供を行うなどの支援措置を

積極的に講ずること。

#### 4 効率的な交通事故事件捜査

##### (1) 改正簡約特例書式制度の積極的な運用

平成10年6月1日から施行された改正簡約特例書式制度について、改正の趣旨、新たに拡大された適用範囲、事故現場で作成される交通事故現場見取図（原図）の有効活用等を事故捜査員に対し再度徹底するなどして、その積極的な運用に努めること。

##### (2) 物件事故現場見分省略制度の効果的活用

物件事故現場見分省略制度の運用については、各都道府県警察間に相当の格差が見られるところであり、運用の低調な都道府県警察にあっては同制度の効果的な活用に努めること。

#### 5 事故捜査員の処遇改善

事故捜査員の処遇について、特殊勤務手当の増額、表彰機会の拡大等を図るなど、事故捜査員が事故捜査に対し誇りと使命感を持てるような各種施策を積極的に推進すること。